

はじめてのみなさんへ

展示室 3
生き抜いた証
②

さいばん　しょうらいこうそう 裁判、そして将来構想

- 1996年、「らい予防法」が廃止されました。約90年つづいた隔離政策が、やっと終わったのです。
- 入所者や社会復帰者は、まちがったハンセン病対策によって人権をうばわれたとして、国を相手に裁判を起こしました(らい予防法違憲国家賠償請求訴訟・1998年提訴)。
- 2001年、熊本地方裁判所で、国の政策は誤りだったとする判決がいわれたされ、国の控訴断念によって判決は確定しました。
- これによって、回復者への補償や、偏見や差別をなくしていくために必要な対策をとることなどが、国に義務付けられました。
- 各療養所では、保育園や高齢者福祉施設をつくるなど、それぞれの特色を生かした将来構想をつくっています。また入所者のみなさんの医療や生活を豊かにし、これからの人生を少しでも穏やかにすごしてもらうための工夫がもとめられています。